

山形大学紀要（工学）投稿規程

（趣旨）

第1条 この規程は、山形大学紀要（工学）（以下「紀要」という。）への投稿に関する必要な事項を定めるものとする。

（名称及び発行）

第2条 紀要の名称は、山形大学紀要（工学）[Bulletin of Yamagata University (Engineering)]とし、毎年度1回発行する。

2 紀要に掲載される論文等は、すべて電子化し、山形大学機関リポジトリに保存し、山形大学附属図書館ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開するものとする。

3 発行日は、前項の公開日をもって発行日とする。

（編集責任者）

第3条 紀要の編集責任者は、工学部図書館長（以下「館長」という。）をもって充てる。

（投稿資格）

第4条 投稿資格を有する者は、原則として、本学教職員とする。ただし、本学を退職した者、本学の非常勤講師、本学の大学院研究科学生及び研究生のうち、館長が適当と認めた者については、投稿資格を有する者とみなす。

（投稿論文の種類）

第5条 投稿論文の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理工学及び関連分野に関する原著論文

(2) 未公開の資料、データ等を記載した有用な実験研究結果

(3) 著者の独創的な見解を含む調査報告及び研究の動向や展望など理工学分野の進展に寄与すると認められた解説や展望

(4) 専門的な解説書などの高度技術教育の資料として文献的価値が認められるもの

(5) その他編集責任者が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、他誌に掲載されたもの及び二重の投稿は認めない。

（使用言語及び組版）

第6条 使用言語は英文又は和文とする。

2 大きさはA4判とし、いずれも横二段の組版とするが、編集の都合により、一部変更することがある。

（原稿の作成）

第7条 投稿する者は、編集責任者が別に定める注意事項等に従って原稿を作成するものとする。

（原稿の提出）

第8条 投稿する者は、論文等のPDFデータを編集責任者が別に指定する日までに工学部事務部総務課図書情報担当に提出するものとする。

2 同一年度の投稿は一人1編を原則とする。

（論文掲載の可否）

第9条 論文掲載の可否は、編集責任者が委嘱した審査員の審査結果に基づき、編集責任者が決定する。

2 編集責任者は、前項の審査結果に基づき、原稿の修正等を求めることができる。

(著作権)

第10条 論文を投稿する者は、山形大学に対して、当該論文に関する出版権、複製権及び公衆送信権の利用につき許諾するものとする。なお、他者に著作権が帰属する資料を引用・転載する場合は、投稿者自身が著作権者の了解を得た上で、出所を明記する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、紀要の投稿に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年7月15日から施行する。